

新型コロナウイルス感染予防における学校施設等開放ガイドライン

令和3年10月1日策定

別府市教育部教育政策課

別府市教育委員会では、これまで新型コロナウイルス感染症に対応した「別府市運動・スポーツガイドライン」並びに「別府市社会教育施設利用のガイドライン」に準じ、学校施設の開放を行ってきました。今後、学校を常時利用する児童生徒への感染拡大防止をさらに図り、利用者及び当該校に在籍する児童生徒や教員等学校関係者が安全に学校施設を利用することができるよう、これまで準じてきたガイドラインに加え、次のとおり学校施設等の開放に係るガイドラインを策定し、実施します。

また、このガイドラインは、感染症拡大の状況を勘案し、随時見直します。

1 学校及び教育政策課が実施すること

- (1) 申請時にチェックリスト（資料1）により、申請者が感染症対策の実施に協力ができるか確認したうえで、申請を許可する。
- (2) 代表者へ、使用団体参加者の自宅での検温及び体調確認等の実施を依頼し、来校時には、その結果を記入した来校者名簿（資料2）の保管を求めること。
- (3) 手洗いをを行う石鹸等を設置すること。
- (4) 出入口等を開放し、換気を行うこと。
- (5) 校内における、感染拡大防止対策について周知すること。（資料3）
- (6) その他、必要と認める感染予防・感染拡大防止に資する措置をとること。
- (7) 使用後、使用団体参加者が感染した旨報告があった場合は、すみやかに消毒作業を行うこと。（資料4）

2 利用団体が実施すること

- (1) 申請者は、チェックリスト（資料1）により、感染症対策の実施への協力について同意をしたうえで、申請を行うこと。
- (2) 代表者は、団体参加者全員の氏名・連絡先を把握し、施設利用後に、参加者の新型コロナウイルスへの感染が確認された場合には、代表者に報告されるよう、連絡体制を構築すること。また、参加者の感染が確認された場合は、代表者はすみやかに教育政策課へ報告すること。
- (3) 利用者は、自宅での検温及び体調確認等を実施し、代表者へ報告すること。代表者は、施設の利用開始時に団体参加者全員の検温及び体調確認等の結果等を記入した来校者名簿（資料2）を保管すること。なお、いずれかの項目に該当する参加者がいる場合は、代表者の責任において、該当者の参加を見合わせること。
- (4) 代表者は、参加者全員にマスクの着用、咳エチケットや手洗いの徹底を呼びかけること。
- (5) 施設利用時には、3密（密集・密閉・密接）を避けるよう、工夫すること。
- (6) 施設利用時には、こまめに換気を行うこと。
- (7) 代表者は消毒液を持参し、施設利用後は利用者が使用した箇所の消毒を行う。（体育館の床はモップ掛けのみ）
消毒箇所の例：学校備品、ドアノブ、スイッチ、蛇口、手すり、扉、窓等
- (8) 施設利用後は、ごみを必ず持ち帰り、学校敷地内にとどまらずに速やかに帰宅すること。
- (9) 代表者は接触確認アプリ（COCOA）の導入について、参加者へ奨励すること。